

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第3回）

平成29年2月27日

**【課長補佐】** それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第3回会議を開催いたします。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の湯原です。本日はお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

初めに、会議の冒頭に本日の会議の公開について申し上げます。参考資料4国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり、会議は公開することとされており、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点について、ご了承ください。

また、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第、座席表、資料1「委員からの主なご意見」、資料2「パワーポイントで「論点及びその補足資料」、資料3「飯田市提出資料」、資料4「三春町提出資料」、その後が参考資料1「国土管理専門委員会スケジュール」、参考資料2「国土管理専門委員会における検討趣旨・主な論点（案）」、参考資料3「委員名簿」、参考資料4「設置要綱」です。また、本専門委員会での検討事項に関連して、3月に開催予定のシンポジウムのご案内を最後にお配りしております。以上の資料につきまして不備がございましたら、事務局までお知らせください。

また、審議の中で、ご発言いただく場合には、マイクを回しますので、そちらを持ってのご発言をお願いいたします。

それでは、これより先、カメラによる撮影はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

本日は、委員皆様ご出席ですので、定足数は満たしておりますことを申し添えます。

また、今回、飯田市、三春町から事例紹介を予定しておりますので、出席者についてご紹介させていただきます。

飯田市建設部地域課、松平博文技査です。

**【松平技査】** 松平です。よろしくお願いいたします。

**【課長補佐】** 三春町建設課、新野恭朗主幹です。

**【新野主幹】** 新野です。よろしくお願いいたします。

**【課長補佐】** それでは、これ以降の議事運営は委員長をお願いいたします。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

【中出委員長】 それでは、第3回の国土管理専門委員会を始めさせていただきたいと思いをします。

議事に入ります前に、第1回、第2回とご欠席でした山野目委員から一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【山野目委員】 所用により、第1回と第2回を欠席いたしました。本日から参加させていただきます。山野目と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【中出委員長】 よろしくお願ひします。

それでは早速、本日の議事に入らせていただきます。議事次第をごらんいただきたいと思ひます。議事次第に従って進めさせていただきますが、事務局からの説明、それから自治体からの事例紹介、これが終わった後、議論に入らせていただきたいと思ひます。

では、まず資料1、2に基づいて、事務局から説明をお願いします。

【国土管理企画室長】 国土管理企画室長の藤原と申します。それでは、お手元の資料1及び資料2に沿ひまして、説明のほうをさせていただきます。

まず、お手元の資料1でございますが、こちらにつきましては、これまで開催されました第1回、第2回の国土管理専門委員会におきまして、委員の皆様方からいただいたご意見を整理したものでございます。特に本日、主にご議論いただく国土利用計画法に基づく土地利用計画制度においてどのように対処できるのか、また現行制度において改善すべき点は何か。こういったところに沿うような(1)の議題に関しましては、こちら表面のほうにあるとおりでございます。

内容としましては、コンパクト化、災害リスクなどを踏まえました土地利用とその合意形成という観点では、利用しない土地の設定、あるいは市街地縮小誘導、災害リスクを踏まえた安全な地域への誘導、あるいは管理水準に絡む話、あるいはコミュニティの意向など、地域合意の中で、より安全な地域に住む議論をできないか、あるいは誘導区域を設定する場合の既存の集落の意見の酌み取り方、こういったところのご意見をいただいたところでございます。

また、市町村レベルの国土利用・土地利用のあり方につきましては、国土利用計画の果たすべき役割としまして、農業、森林、自然公園を含めた地域でのマスタープラン機能としての国土利用計画で、ビジョンをうまく立てられないかといったお話、あるいは市町村計画の計画事項の中で見直しをすべき点はないかといったところ。こういった中では、自

治体の策定理由といったものが重要になってくるということでございまして、量的な調整、ビジョン、即地性、上位計画、規制根拠、こういったものもあるだろうという話でござい  
ます。また、個別法で対応できない部分に国土利用計画の意味があるのではないかと  
いったご意見もいただいております。また、地域区分の設定につきましては、地域の状況に  
合わせられないかといったご意見ですね。こういったところの整理が必要であるとい  
ったご示唆もいただいております。

また、一番下でございしますが、人口減少下の地域における課題といたしまして、今、さ  
まざまな計画が存在する中で、策定に当たっての人的資源、予算といった制約の話につ  
いて、ご意見もいただいております。

また裏面のほう入っていただきまして、今回は議論のほうは主にというわけにはまいり  
ませんが、今後さらに検討すべき論点になってこようかというところでは、市町村計画の  
次に都道府県レベルの計画なんかについてはどうであろうかと、こういった議論も必要だ  
ろうというご意見もいただいております。

また（２）国土管理のあり方につきましては、主に第１回の会議のほうでご意見賜って  
おりますけれども、これにつきましては、主に第５回以降、こういったところで、さらに  
議論していければと考えているところでございしますが、この計画論とも係ってくる部分も  
あるかと思っております。複合的観点を考慮した土地利用ですとか、土地の所有・居住、  
管理の責任、あるいは国民参加のあり方、こういったところでご意見をいただいたところ  
でございします。

資料１につきましては以上でございします。

続いて資料２、論点及びその補足資料の資料についてご説明いたします。

おめくりいただきまして２ページでございしますけれども、今ご案内しました第１回、第  
２回の議論を踏まえて、本日も議論いただきたい論点ということでございします。

人口減少などの現下の地域の課題に対しまして、現行の国土利用計画法に基づく土地利  
用計画制度においてどのように対処できるのか、現行制度において改善すべき点は何か  
というところではございしますが、コンパクト化、災害リスクなどの課題を踏まえた土地利  
用を行うためにはどうすればいいのか、またそのための合意形成のあり方はどうあるべきか  
といったところが、まずご議論いただきたいところではございします。さらに、地域の実際  
に課題に直面していらっしゃる市町村レベルの国土利用計画において、それらの課題に対  
応できないか、そのために現行制度において改善すべきではないか。この後、資料説明で詳

しくはご案内しますが、特に参考図の図面として扱われております土地利用構想図を長期の方針として具体化し、合意形成を行うツールとして活用できないか。こういった点につきまして、具体的な事例もご紹介しながら、本日はご議論いただきたいと考えている次第でございます。

続いて3ページでございます。こちらの1枚紙につきましては、これまでご議論いただいたこと、あるいは本日ご議論を踏まえながら、次回第4回の会議でご議論いただく予定にしております上の部会への報告の取りまとめ内容のアウトラインにも、こういったものになってくるんだろうということをイメージしております。まだまだ内容的には不十分な点も多々あるかと思いますが、足りない点についてはご指摘をいただきたいといった中で、これまで議論してきたこと、あるいは本日、議題として提起させていただいているものを交えた紙となっております。

左上でございますが、まずは国土利用・管理上の現下の課題です。これまでご議論いただいたところに一部、市町村の広域化、あるいはインフラの老朽化といった論点についても加えさせていただいております。詳しくは後ほどご紹介をさせていただければと思います。

続いて右側、対応の方向性につきましては、こうした地域のさまざまな課題とかニーズを踏まえました持続可能な国土利用を行う上での市町村レベルの計画のあり方といたしまして、以下のような考慮すべき視点があるのではないかとということでございまして、利用のしやすさ、管理の視点ですとか、コンパクト+ネットワークの実現、あるいは災害リスクを踏まえたより安全な国土利用、自然環境、景観の保全、あるいは全体的・分野横断的な利用の総合調整、こういったところを考慮した計画のあり方について考えていく必要があるのではないかとこのところでございます。

こうした中で、中段でございますけれども、特に国土利用計画（市町村計画）のあり方といたしましては、総合的な国土・土地利用のグランドデザイン、マスタープランとしての機能があるのではないかとこのことでして、基本構想といたしまして、地域づくりのビジョンとか方向性が見える化、共有化の道具として、あるいは総合的な面的な土地利用調整の基本方針としての使い方、あるいは自治体の総合計画などとの一体的な検討とか連携をすることによりまして事業等に結びつけていく、こういった使い方があるのではないかとこのことでございます。

さらに、これを具体化するための手段として3つほど、具体的な事例に即して内容を挙

げさせていただいております。

1つが、総合的な土地利用調整の指針としてということでございますが、基本方針に沿った土地利用に関する各法律の適切な運用のツールとして、あるいは基本指針に沿った独自条例とか要綱なども含めた土地利用誘導のツールとして使っている事例なんかもございます。

また、真ん中でございますが、さまざまなプロジェクトの調整としても使い得るということでございまして、こういったプロジェクトに係る市町村の庁内の総合的な調整体制の構築などにも使えるのではないかとということ。

あと右、各地域の計画の位置づけなんかも行っていくことができるのではないかとということで、市町村内の地域ごとの計画の位置づけ、あるいは国土管理といった取り組みです。市民・NPO等の担い手による活動支援、こういったことの位置づけなんかもできるのではないかとということでございます。

次ページ以降で、それぞれの内容について詳しくご案内させていただければと思います。

まず4ページでございますが、左上に赤い字でございますとおおり、市町村が広域化して課題も多様化しているというところでございます。1市区町村当たりの面積につきましては、平成の大合併を挟みまして、面積が1.88倍と書いています。あと、特に地方圏では2倍弱となっているという状況。

あと右は、これは豊田市さんの市町村合併の状況でございますが、従来の市街化区域などが多い左下の旧豊田市に比べて、右側、航空写真で見たとおおり、森林などの土地利用が非常に多い形になっていまして、こういった中での市としての土地利用を考えていく必要があるといった課題に直面しているというところでございます。

続いて5ページでございます。こちらにつきましては、これまでお示しした内容でございますけれども、地域では人口減少はもとより、あと、それに伴う課題として、右に書いてございますが、空き家の増加、耕作放棄地の増大、獣害・病虫害の発生等々の課題に直面しているというところでございます。

続いて6ページ。こちらにつきましては、災害リスクを踏まえた土地利用に関する内容でございますが、真ん中でございますとおおり、社会資本整備審議会の河川分科会の中の小委員会におきまして、今年1月に答申が出されておりました、水害リスク情報を踏まえました適切な土地利用の促進の内容が提言されております。

具体的には左下、一部抜粋がございますが、さまざまな施策とともに、適切な土地利用

の促進、こういったものも大事なこととして挙げられておりまして、こういったものを土地利用側でどう受けとめていくかといったところが課題になっているという状況でございます。

続いて7ページでございます。インフラの老朽化につきましては、左下の表のとおり、これから10年、20年先を見てまいりますと、建設後50年を経過するような社会資本が増えてくるというところで、一方、右側の棒グラフを見ていただきますと、インフラの管理主体、市区町村で管理するようなものもたくさんある中で、各市町村は、こうしたものも、重点化などを考えながら維持管理をしていく必要があるという状況でございます。

続いて8ページでございます。インフラ整備の進展でございますが、インターチェンジの新設などが進む中では、周辺土地利用に変化が見られるということでございまして、こうした需要への対応も大事な課題ではないかということでございます。

続いて9ページでございます。今までご案内してきたような課題などがある中、右上の対応の方向性としてという箱でございますけれども、この考慮すべき視点などを、具体的にイメージとしてあらわしたのが下段でございまして、本日、先ほどの3ページとあわせてご議論いただきたいのが、こちらの内容ということになってまいります。

この後、詳しくはご案内いたします。国土利用計画の市町村計画では参考図の扱いになっていますが、土地利用の構想図といったものを、空間を具体化する手段として活用しているという事例が多々ございます。こうした中に、さまざまな政策推進のエリアですとか、保全すべきエリアなどを明記していくことも考えられるのではないかと。

また、図の中では真ん中あたりでございますが、災害リスクなど、地域の特性を踏まえました土地利用を考慮していく。それに対して、国とか都道府県などから、GISに絡む情報ですとか技術的な助言、こういったものも考えていく必要があるのではないかという内容でございます。

続いて10ページでございます。今ほど申し上げました土地利用構想図でございますが、今の制度体系の中で、こういった位置づけのものであるかということをおあらわしたのが、こちらの10ページ、次の11ページでございます。

10ページでございます。国土利用計画法に基づく国土利用計画としましては、全国計画、都道府県計画、市町村計画と3つの計画がつくられることになっておりまして、都道府県、市町村については任意の計画でございますが、今、この市町村計画の中に、参考図として、土地利用構想図というものを定めている自治体が非常に多いというところでござ

います。これが次のページに詳しく書いてございます。

11ページに入ってくださいまして、この国土利用計画の市町村計画。具体的に制度上どういった位置づけになっているのか、実際の使われ方でございますけれども、全国計画、都道府県計画、市町村計画とある中で、市町村計画については右側の赤枠のとおり、市土、市の土地の利用に関する基本構想、あるいは市土の利用目的に応じた区分と規模の目標です。面積の目標的なものでございます。あとは地域別の概要なども書いてございます。

こういった事項を達成するために必要な措置の概要が掲げられる計画ということでございますが、実際には市町村独自の内容を皆さん工夫して掲載されていることが、近年の策定事例なんかを見ても見られたというところでございまして、例えば土地利用構想図を作成したりですとか、あるいは各地域の計画を、住民との合意形成のもとに作成したりですとか、あるいは右側、総合計画などと一体的に検討・連携をしている、それぞれの工夫があるということでございまして、以下、そういった事例をご案内できればと思います。

12ページでございまして、まずマスタープランとして活用しているという事例でございまして、岩手県の遠野市の事例でございまして。こちらの計画では、真ん中、青いところでございますが、工業団地ですとか、あと関連する道路の交通基盤、ネットワーク、こういったものも想定しながら、左下、赤い枠にございまして、都市計画、農振計画、こういったものを束ねるための将来ビジョンとして位置づけながら、総合調整の道具として活用しているという事例でございまして。

続いて13ページでございまして。土地利用に係る諸計画の調整を実現するための計画体系。これは後ほど飯田市さんから詳しくプレゼンがあろうかと思いますが、市町村合併によって増加した中で、土地利用の基本方針なんかを、この国土利用計画の基本方針に沿ってつくっていらっしゃるという事例でございまして。説明の詳細は省かせていただきます。

続いて14ページでございまして。こちらにつきましては、前回ご説明をいただきました富士宮市の事例でございまして、こちらの計画の中では、土地利用の調整の方針を示す使い方をしているということでございます。基本的な誘導調整の考え方を、下の表にございまして、各地域ごとに、どういった地域では、例えば、どういった事業を認めるかどうかといった、立地の基本方針、こういったものを定めていると、こういった内容でございまして、詳細につきましては指導要綱なんかにより決定しているという事例でございまして。

続きまして15ページにお入りいただきまして、プロジェクトなどとの調整のツールと

して使っている事例でございます。新潟県の南魚沼市の事例でございますが、計画の中に各種プロジェクトを位置づけているということでございまして、下の赤字の①、②とあります、メディカルタウンですとかC R C構想、こういったものを位置づけているということでして、こういった土地利用計画の中で福祉・医療分野、あるいは教育なんかにも絡むような話を位置づけているという事例でございます。これに基づいて調整等を行っているという事例でございます。

続いて16ページでございます。こちらは本日ご説明いただきます福島県の三春町の例でございます、これは住民が主体となって策定する地区の土地利用計画を積み上げて国土利用計画を策定しているという事例かと思えます。詳しくは後ほど説明いただくということで、ここでの説明は省略させていただきます。

続きまして17ページでございます。こちらにつきましては、「コンパクト+ネットワーク」といった市のビジョンを表現する道具として土地利用構想図を使っている例でございます、政策を誘導するエリアとか軸となる交通体系などを明示している場合が多いということでして、あと総合計画などの策定と連携したような活用の仕方をしている市町村もあるということでして、昨年9月に策定された新潟県の長岡市の事例、あるいは右側、長野県の上田市の事例でございます、どちらも市町村合併して広域化したような市町村の例ということでございます。

続いて18ページでございます。さらに個別の土地利用に関する検討なんかには土地利用構想図を活用している事例ということでございまして、左側が、上段のほうは長野県の原村で、これは八ヶ岳山麓の別荘地なんかもあるようなエリアでございますけれども、現況の土地利用、そういった土地利用を踏まえながら、明確なゾーニングがされている場合ということで、保健休養地域などの地域を、この村独自で定めていらっしゃるということでございます。また、誘導や規制を考える際の検討材料として活用している市町村もあるということでして、この原村のほうでは、この地域区分と環境保全条例とを一致させた運用をしているということでございます。

また、長野県の飯綱町のほうでは、森林の中でも保養・レクリエーションゾーンなど、独自の区域設定をしている事例もあるということでございます。

続いて19ページでございますが、政策誘導地域と即地的なゾーニングを示した構想図ということで、先ほども話しました富士宮市です。こちらにつきましては前回ご案内のとおり、土地分級などを踏まえながら作成をしていて、これに基づいたゾーニングによりま



して、政策推進エリアなどを設定しているという事例でございます。

続きまして20ページにお入りいただきまして、国土利用計画による土地利用構想図の地域区分を事前復興計画に活用した例ということで、静岡県富士市の事例を掲げてございます。

左側の土地利用構想図が、国土利用計画の富士市の計画で策定した土地利用構想図でございます。こういったものを都市計画のマスタープランなんかには共通して設定をしまして、こういったものをもとに、右下ピンクの枠に入ったところでございますが、事前復興計画の中でも、こういったものに沿って、区域設定等、評価などを行っているという事例でございます。

また、続いて21ページ入っていただきまして、国土利用計画と独自条例によります土地利用基本計画を一体的に策定した事例ということで、兵庫県の篠山市の事例でございます。篠山市さんのほうでは、国土利用計画の市町村計画に加えまして、市の条例に基づく土地利用基本計画を一体的に策定をしていらっしゃるということで、基本方針に基づきまして利用区分、利用区域、あるいは利用区域ごとの開発行為に関する立地基準などを定めていらっしゃるということで、一番下の段に、開発行為等に関する立地の基準とございますが、事細かに区域ごとに、こういったものを定めていらっしゃるという事例でございます。

22ページ以下、詳細については触れませんが、関連する参考制度をご紹介します。

22ページにつきましては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に関するもの。続いて23ページにつきましては、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画の中で「小さな拠点」などの位置づけもできるというもの。

続いて24ページでございますが、独自の条例に基づく土地利用計画の中で、防災調整区域といったものを設定している事例としまして、愛知県のみよし市の事例をご案内しております。まちづくり条例によりまして基本計画を策定していらっしゃいますが、50センチ以上の浸水のおそれのあるエリアなどを防災調整区域として設定しているという事例でございます。

続いて25ページでございます。本日ご説明した内容は以上でございます。今後の議論の進め方のイメージということでございまして、本日、第3回のご議論をいただきますが、本日の議論だけでも、まだ土地利用の計画に関しては議論すべき点があるかと思ってお

りまして、第4回以降も、例えば都道府県レベルの話ですとか、さまざまな論点あろうかと思っておりますので、こういったところを継続的に議論していきたいということと、あわせて下段のほうでございますが、複合的な施策と選択的な国土利用、あるいは国、自治体、民間の役割分担、国民参加、土地の所有の課題、こういった課題についても、第5回以降で適宜、準備が整ったものから挙げながら、こういった計画の議論とも、連携できるものについては連携をしていくと、こんな進め方ができればということ想定しているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【中出委員長】** どうもありがとうございました。議論については、この後、2つの自治体さんからのご紹介を終わった後にさせていただきたいと思っております。続けて自治体からの事例紹介をお願いしたいと思えます。

まず資料3について、飯田市のほうから説明をお願いします。

**【松平技査】** それでは、長野県飯田市の松平と申します。よろしくお願いいいたします。本日このような機会をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、座って説明させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

当市は、日本のほぼ中央に位置しており、長野県の最南端の市でございます。人口は、1月31日現在で10万3,000人です。市土の約85%が森林を占めておりまして、農地を含めると、ほぼ90%が自然的土地利用となっており、豊かな自然に囲まれた地域となっております。

JR東海によりますりニア中央新幹線の整備計画が、平成39年度の東京―名古屋間の開業を目指して進められているところでありまして、当市では、郊外型の中間駅が設置されるという計画が示されているところでございます。また、三遠南信自動車道の整備も進められておりまして、これら高速交通網の整備により、当市の状況は劇的に変化することが予想されております。

当市は現在、最も速い公共交通機関である中央高速バスを利用しても東京へ4時間かかるところですが、それが45分に、名古屋へは2時間かかるところですが27分になるということで、リニアを利用することによって大幅な時間短縮がされることが期待されております。これは大都市のみならず国際空港への所要時間も短縮されまして、世界の各都市とのつながりが強まる可能性があるということでございます。

ごらんの写真は、当市の全景を写したものでありまして、天竜川から南アルプスまでの

標高差2,700メートルを超える日本一の谷地形でございます。多様で豊かな自然とすぐれた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれております。

こちらの写真は某引っ越し業者さんのCMでも脚光を浴びましたが、標高1,000メートルに位置する遠山郷上村の下栗の里でございます。にほんの里100選にも選ばれ、日本のチロルとも呼ばれております。こういったところにも生活があるということでございます。

また、遠山郷といいますと、山村の暮らしの中で育まれてきました霜月祭りは、国の重要無形文化財に指定されておりました、『千と千尋の神隠し』のモデルともなったと言われております。

自然とともに脈々と歴史を育む農村、田園風景、そこに根づく文化など、里の暮らしも育まれております。

そして、これらの農山村に支えられた「ハレの場」として発展してきた中心市街地や、その周辺に広がる市街地の暮らしがございます。

中心市街地では、昭和22年の大火により街の3分の2が消失しておりますが、復興都市計画によって早期に復興を遂げているところでございます。また、その当時の地元の中学生在が、美しい町の復興を願い、新たにできた30メートルの幅員の防火帯道路にリンゴの樹を植樹し、これが代々受け継がれてきておりました、この「りんご並木」が飯田の街のシンボルとなっております。

当市は、このように標高差のある谷地形の中で、山、里、街のそれぞれの暮らしが育まれてきており、一言で言うと、この多様性が特徴であると言えます。これは豊かな自然の中で、さまざまな品種を生産している農業、多種多様なものづくりの産業、それから歴史、文化、伝統などが生まれ、多様性、自立性、一体性という強みが特徴でありまして、これらを今後も保持していくことが地域の持続可能性であると考えております。

当市は、昭和12年の市制施行以来、今日まで6回にわたり、2町13村との合併を繰り返してまいりました。最後の平成17年の合併では、市土面積がさらに倍になりまして、現在の面積は約659平方キロメートルとなっております。

合併後も各地区に、支所である自治振興センターと、それから公民館を配置してきたことから、旧町村を単位とした地域コミュニティを大切にする気持ちや近隣住民との強いつながりなどが、今日も維持されております。

住民の手による自主的で特徴ある地域づくりを支援するため、市としても、地域のさま

さまざまな取り組みに支援し、多様な主体の協働による個性豊かな地域づくりに取り組んでおります。

少々前置きが長くなりましたが、当市の土地利用の計画体系を示す総合的土地利用計画の概念図でございます。当市は平成16年に第1次国土利用計画を策定しております。しかし、実際には、これに従って、各種計画相互間での調整が図られずに、それぞれに規制・誘導がなされてきておりまして、いずれの土地利用の関係法令の対象ともならない空白地域において、虫食的な開発と低密度な住宅地の拡大など、課題も顕著となっております。そこで、平成18年の第2次国土利用計画の策定時には、このようなあり方を抜本的に見直すこととしまして、この概念図のもとに総合的、横断的に土地利用施策を講じることが可能な計画体系の構築に取り組むこととなっております。

ほぼ内容は同じものなんですけれども、カラーのものに切りかえさせていただきまして、飯田市の取り組みにおける主な特徴について、ご説明を申し上げます。

1つ目は、一番上の国土利用計画に掲げた基本指針を具体的に行きわたらせるものとして、図の真ん中にあります土地利用基本方針というものを策定し、個別土地利用にかかわる諸計画の調整の機能を担うように、飯田市全域における土地利用の方針を示しております。この基本方針は、土地利用基本条例において位置づけておりますが、都市計画に関する部分については、法定の市の土地計画マスタープランであることも、同条例で明確にしております。市の土地計画マスタープランとして都市計画を進めるとともに、都市計画区域内外にかかわらない市全体の土地利用の方針として、森林整備計画や農振計画などの利用別計画のほか、空間的な計画である景観計画や緑の基本計画とも連携して、一体的に反映していくような仕組みとしております。

この基本方針には、全体の方針のほかに、地域別の方針というものを設定できるようになっております。地域における詳細な土地利用の検討は、地域が主体となって検討することを基本としておりまして、各地区での議論の積み重ね、地域の特性や個性に応じて、旧町村20地区単位で地域土地利用方針を策定できるように、協議が調ったところから随時追加していくようにしております。

2つ目ですが、適正な土地利用を実現していく上で、特に考慮が必要な、土地利用の混在のおそれが高い、いわゆる白地地域の部分や、土地利用基本方針と個別土地利用法令に基づく計画との調和の図られていない地域を土地利用誘導地域として、市の土地利用基本計画のゾーニングに明示しております。これにより地域住民が積極的に地域土地利用方針

の策定などに取り組むよう、地域の説明会などでご説明しながら促しているところでございます。こちらに関しては、後ほども少し説明をさせていただきます。

最後に3つ目ですが、土地利用基本方針に適合した土地利用が図られるように景観法、景観条例と連携して、開発行為を行う際の必要な手続や特定開発事業等の基準などについて定めた土地利用調整条例というものを制定し、土地利用の誘導基準に適合するような適正な土地利用を求めているところでございます。こちらも後ほど補足させていただきます。

この資料ですが、ちょうど今、パブリックコメントを実施している第3次飯田市計画の概要版でございます。

第3次飯田市計画では、第2次飯田市計画の指針を基本的に継続しながら、平成39年のリニア開業に向けた取り組みをはじめ、現在直面しております課題等に対応した内容に改訂しております。第3次計画は平成29年度からのスタートとしております。

こちら、第3次計画にありますものですが、左側が土地利用現況図で、右側が土地利用構想図でございます。先ほどスライドもあったかと思いますが、それよりちょっとだけ新しくなっているということでございます。この辺が都市計画区域に入ったとかいうところで、ちょっと直っているというところがございます。

こちらが土地利用基本方針の紹介でございますが、右の図が地域の皆さんとの話し合いにもお示ししている、先ほどご紹介しました市の土地利用基本計画図でございます。図面上の濃い青い線の部分が都市計画区域として示しておりまして、赤塗りの部分が市街地形成地域としていますが、要はこれ、用途地域が指定されている部分を示しております。

そして一番問題になるのは、薄いブルーの部分です。先ほどお示ししました土地利用誘導地域を示しておりまして、この地域では農地と宅地が混在している、または混在のおそれがある、いわゆる白地地域となっております、一定のルールづくりが必要であると地域住民の皆さんに強調して説明しているような部分でございます。

当市のような非線引き都市計画区域ですと、やはり、この白地地域での課題が非常に多いのが現実で、まずこういった部分の課題を解消していこうというところを狙いとして考えております。

本来であれば、市が初めから、こういった部分を、こうしたらどうかという案をつくって、こうしますという説明会などを開催するのが始まりかと思いますが、まずは、こういった部分を、地図を活用しまして、地域の皆さんと課題の共有から始めまして、一緒にどのようにしていくかというのを考えるスタンスで、地域とのルールづくりを進めていると

ころでございます。

地域に出かける際には、事前に内部的にも、これらの課題についても共有した上で、庁内や関係機関と事前に協議したり、調整したりしながら進めているところでございます。

こちら、その土地利用基本方針の中の目次の次の部分に載っているものなのですが、これまでの変更した経過を載せさせていただいております。細かい話で済みませんが、平成19年に策定以降に15回の変更を既に行っております。地域での検討の積み重ねによりまして、そのうち8地区で地域土地利用方針の追加が行われているところでございます。

土地利用のこれまでの取り組みですが、地域土地利用方針の8地区のうち、座光寺地区、上郷地区の2地区では、地域土地利用計画を定めまして、土地利用の誘導基準を強化したほか、景観育成特定地区として——これ、よく重点地区なんて言うところもあるかと思いますが、地区として、建築物、工作物、屋外広告物に関する景観育成基準を強化しているところでございます。

この2地区につきましては、リニア関連事業により比較的、今後大きな影響を受ける地区となっておりますので、現在、さらなる具体化に向けまして、地域の皆さんと計画の変更等につきまして協議に入っているところでございます。

当市の土地利用に関する届出の制度に関する部分です。こういった制度を担保するものですが、景観法、それから景観条例の届出制度とセットにした制度設計とさせていただいております。届出の手続も一括にできるようにしております。

また、事前に問い合わせがあった際には、その事案につきまして庁内で情報共有をすること。それから、もちろんですが、開発事業者さんやお施主さんにつきましても、必要な手続や基準の内容などを丁寧に説明しまして、後戻りがないような説明を心がけているところでございます。

また、届出のあったものにつきましては、地域協議会で通知することによりまして、地域の皆さんやまちづくり委員会と連携して、適正な手続と行為がなされるような仕組みとさせていただいております。

土地利用と景観の基準を同時に審査できる体制としまして、土地利用に関する基準は、完了後の検査も実施しているところでございます。

こちらは土地利用と景観の基準の概要をまとめたものがございます。特定開発事業等の基準では、市内で、これまで土地利用上の課題やトラブルとなりやすかったものを土地利用調整条例において定めております。

また、景観育成基準については、市の中を6つの地域に区分しまして、建築物や土地の形質変更などの各種行為についての基準を景観計画に定めております。

これら、いずれも、地域の特性や個性に応じまして、地域別の計画をつくることによって、さらに、この全市的なものより上乘せする基準を設定できるように、制度として設けております。

市と地域の計画を先ほどの概念図に沿ってそれぞれがつくったという、上郷地区の取り組み事例でございます。まちづくり委員会がみずから作成する基本構想、基本計画、それから独自の土地利用計画、独自ルールを策定を、我々市の職員も一緒になって入って検討させていただきまして、地域で位置づけたものは、できるだけ市の制度や方針に沿う中で、相互に役割分担をして、市の計画にも位置づけるというようにして、車の両輪のように地域づくりを進めているところでございます。

最後に、その取り組みの一例で、独自ルールの概要を示しているところです。中身はごらんのおりでございますが、比較的大きな規模以上の行為につきましては市が担うこととしております。それ以外の届出の対象とならないようなものは地区の独自ルールで運営するという流れで行っております。地域の皆さんから開発事業者さんなどにもお願いして、ルールに合わせてもらえるような取り組みを行っていただいているところでございます。

このように、お互いに情報を共有しながら進めていますと、さらにもっと、こういうことはどうしたらうまく指導できるのか、お願いできるのかという話とか、また、これだけは絶対に禁止したほうがいいんじゃないかという話なんかも、地域の中から出ておりました、そういった議論が生まれておまして、今後また必要な計画の変更が進んでいくものと考えているところでございます。

また、これは他の地区の事例でございますが、もっと法の強制力をもって行うべきもの。例えば屋外広告物の自己用以外は禁止してしまおうという流れがあったような地区につきましては、その部分については市のほうで禁止地域の指定をさせていただいて、市がそこを担って、それ以外の部分を地域が担うような形の、さまざまな組み合わせで対応しているというのが現状でございます。

以上となります。なかなか限られた時間の中でお伝えできない部分もございましたが、私からの飯田市の事例紹介とさせていただきます。まことにありがとうございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。あまり時間はとれないんですが、今の飯田市さんからの説明について質問がございましたら、質問だけ承りたいと思いますが、

いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【広田委員】 最後の地域土地利用計画についてなんですが、地域の考えとか期待と、それから市全体の考え方が、特に郊外の部分はバッティングするケースも出てくると思うんですけども、そこら辺はどのように調整されるのでしょうか。

【松平技査】 地域の期待と。

【広田委員】 要するに、開発に望むような人たちもいるでしょうから。でも、市のほうは抑制的に運用したいと。そういうようなバッティングは、そもそも起きないのかどうかということなんです。

【松平技査】 そうですね。比較的、陸の孤島といいますか、そういう部分もありまして、近年ではなかなか開発圧力というのは多くないんですけども。農地に関しては、例えば農振除外してほしいとか、そういう意見は当然、地域に出ていくとあるんですけども、全体のまちづくりの議論をするときに、そうはいつでも、じゃあ、みんな農地がなくなってしまうのかということ、そういうわけでもないです。なので、できるだけ、そういうお話が出そうだとするところにつきましては、内部的にも少し検討しておいて個別の話にならないよう気をつけながらやっております。

【広田委員】 この地域は、それほど開発需要がないのかもしれませんが。もうちょっと市街地の隣接部分なんかで、こういう地域土地利用計画をつくる際には、何か、もろそういう話になりそうなんですけれども、どうなんですか。

【松平技査】 道路の計画なんか一緒に地域別方針の中に入れたいという話もあるんですけども、制度上。先ほどの資料が出なくていけないんですけども。道路の部分というのは、市の地域別方針というところには書けないようになっています。

例えば13番のシートを見ていただきますと、うちの土地利用基本方針につきましては、都市計画に関する部分は都市マスですという形になってはいるんですが。地域別方針も当然そういう都市計画のことを書けば都市マスの地域版という形になるんですが。見ていただくと、都市の整備に関する方針のA B C D E Fの中のBがないという。都市施設の整備方針は地域別方針に書けないというのを、ここで説明させていただいてまして。そうはいつでも書きたいというところはあるので、先ほど上郷地区の例なんかでいくと、例えばシートの21番ですかね。

21番のシートの例でいきますと、ここに地域独自でつくる上郷地域土地利用計画というのがあるので、そちらにがっつり、皆さんで合意形成できた、ここに道路が要るんだと



か、こういう機能が必要だというのは、どんどんここに書き込んでもらって。そのかわり市の中に入れられるものはある程度、方針やその計画に沿ったものだけが入れられるような形にして、使い分けをさせていただいています。

【広田委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 ほか、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【浅見委員】 例えば、この13ページとか12ページの関連でお聞きしたいんですけども、飯田市には市全体の土地利用を統括するような計画というのは、これ以外にはないんですか。例えば長期計画だとか、そういう別の計画はないんですか。もしなければ、これで一元化されているからいいなと思ったんですけども、何か複数あると、その関係はどうなのかなというのが、ちょっと疑問になったので伺っております。

【松平技査】 土地に関するものは、基本は国土利用計画と土地利用基本方針の2本立てです。

【中出委員長】 ちょっとわかりにくいのは、合併の経緯はわかるんですけども、都市計画区域がどこまでかというようなこととか、先ほど広田先生の質問でもあったんですけど、上郷地区というのは、そもそも都市計画はやっているのか、それとも農業なのか、森林なのかという。多分この青い部分とかは、もう完全に森林地域が中心だと思うんですけども、それぞれ、やっぱり、その地域の特性によって大分違うでしょうし、先ほどご説明のときにも、都市計画、こう拡大したとかと言われているものが、例えば15ページ目の絵と10ページ目の絵の、この地区とが、方向も違うし、何かスケールも違うので、素人にはなかなかわからないので。多分その辺で、広田先生の言われたように、開発圧力のあるところは、市の思いと地域の思いが違うんじゃないかというようなことも出てくるのかもしれないので、そのあたりは、また後でとさせてもらえればと思います。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、三春町のほうからご紹介いただければと思います。よろしく願いします。

【新野主幹】 改めまして、皆さんこんにちは。私は福島県三春町役場建設課の新野と申します。本日は、このような貴重な機会いただきまして、ほんとうにありがとうございます。では、着座にて、早速説明に入らせていただきます。

まず簡単に三春町の紹介をさせていただきます。三春町は、福島県のほぼ中央、郡山市から東に9キロの位置にあります。東京からですと約200キロ圏、東北新幹線を使い

まして1時間半から2時間程度の距離でございます。町の総面積ですが、72.76平方キロ、人口は現在、約1万6,800人となっております。

三春の名前ですけれども、梅、桃、桜が一度に咲き競う3つの春から名づけられたという美しい伝承を持つ城下町であります。特に樹齢1000年以上と言われます三春滝桜は、日本三大桜の1つに数えられております。

ここから国土利用計画、三春計画の説明に入らせていただきます。第1次計画は平成20年6月の策定となっております。策定のきっかけですが、資料の1ページ下段、画面のほうにありますように、福島県が進めました、地域で進める総合的な土地利用計画事業というもののモデル市町村に選んでいただいたことが、そのきっかけとなっております。これは個別規制法の土地利用規制が比較的緩い、いわゆる白地地域を中心に、地域全体の土地利用計画を地域住民が主体となって策定しようとするものであります。

三春町の計画の概要になります。国土利用計画三春町計画は、現在町が持つ景観を守るために、個別法による規制が比較的緩やかな、いわゆる白地地域の土地利用規制及び計画的な開発の誘導を目的に策定しております。

三春町のまちづくりは、三春・沢石・要田・御木沢・岩江・中妻・中郷の7地区のコミュニティ単位で進められておりまして、地区ごとに設置されているまちづくり協会が主体となって計画を策定しております。

まず最初に、中妻という地区をモデルにしまして作業を進めています。その次に、残りの6地区にて地区土地利用計画をまとめ、7つの地区土地利用計画をボトムアップ式に持ち上げまして、三春町計画を策定しております。このボトムアップ式の持ち上げ方で策定しているのが、三春町の三春町計画の一番の特徴かと思えます。

なお、町では地域の意見を反映した計画である地区土地利用計画の実効性を確保するために、三春町開発行為等事前指導要綱というものを定めまして、開発を行う際は協議を義務づけております。

また、土地を一筆ごとに利用方針を決めており、方針と異なる土地利用を行う際は、計画の変更手続を行い、即地的な計画の運用をしております。

以上のような経過で策定、運営をしてきました三春町計画ですが、平成27年度末をもちまして計画年度が終了しましたので、今回、第2次計画を策定したというところです。

ここで、まちづくり協会について、ちょっと触れていきたいと思えます。三春町では長期振興を図るため、町民参加による総合的な調査、研究、審議を行い、町民生活における

実践を通して、清く明るく住みよい三春町の実現を期すことを目的に、昭和52年に三春町まちづくり協議会を、まず設立しております。その後、昭和57年に、各地区の特色ある発展を図るために、昭和の大合併前の町村単位で、7つの地区でまちづくり協会を設立しております。まちづくり協会では、住民みずからの考えにより運営をしていただいているところです。

次に、1次計画策定の際の進め方、プロセスになります。まず初めてのことでしたので、住民の説明会を行いました。その後、土地の所有者の方皆さんにアンケート調査を実施しまして、地区の連絡調整会議及びワークショップを繰り返しまして、計画図あるいは地域づくりの方針案を策定しております。それを、町あるいは福島県関係機関とで図面の調整、評価等を行っております。

資料3ページ右のほうにありますように、各まちづくり協会で開催回数はまちまちでございますが、合計205回の会合を重ねまして、全ての策定と至っております。

資料4ページ、こちらが、その計画図の策定、調整方法、町、福島県、あるいは関係機関と行ったもので、評価内容は、皆様のお手元の資料4ページになります。詳しくは内容、ご確認いただければと思います。

こちら、皆さんのほうには資料入っておりません。先ほどの一番最初のモデルになっています中妻まちづくり協会の鷹巣という行政区で実際に作業した図面になります。土地利用計画策定に際しましては、各地区、積極的な現状維持というものを基本としております。ただ、地区の活性化であるとか少子高齢化対策のため、Iターン、Uターンによる子育て世帯の定住を期待し、現在ある宅地だけでなく、新たな宅地の提供をしたいということで、農地の宅地化を望む声が多くありました。それが、図面の中にある斜線で引かれた部分で、地域の皆さんが、「ここを宅地化したいよ。」ということで印したものです。これはもちろん個別法等、全く気にしておりませんので、それぞれ自由な発想の中でまとめていただいたものです。

その後、三春町と福島県などで、法規制とか、社会資本整備状況などを加味しまして、その実現性から評価、調整を行っております。先ほどの4ページの内容に沿うものですが、その中で、ここですと唯一1カ所だけなんですけど、この丸がついたところ。これが条件付きの土地もありますが、他用途利用を誘導する土地としまして、計画の中に、開発許容台帳として明記された土地です。こういった作業を繰り返しまして、地区土地利用計画のほうで策定されております。

資料のほうは、皆さんのお手元の5ページになります。ここから第2次計画の策定に関して説明をさせていただきます。

第2次計画のほうは、期間としましては、町の第7次長期計画が策定されておりまして、平成37年度までとなっておりますので、同じ期間で37年度までということで策定しております。

策定に当たりましては、1次計画同様、地区土地利用計画を策定しまして、ボトムアップ式に持ち上げて、三春町計画の策定しております。

内容につきましては、1次計画が、かなりきめ細かなものとなっておりますので、その内容を変わずということで基本としまして、第1次計画からの変更箇所、「事務手続上の課題になっている点などをまとめまして、案を策定し、協議を重ねて計画をまとめております。

協議を進める中で、その必要性についてなど、いろいろ意見をいただきましたけれども、「地域コミュニティの維持に大きな役割を果たしている。」などの理由から評価をいただきまして、まとめることができました。

1次計画から2次計画への変更点ですが、こちら、主なものを3つ書かせていただきました。

まず第1点目。一筆管理から面的管理へ移行ということで、これは我々行政の事務的な手続上のことです。1次計画のときは、土地を一筆ごとに利用計画を決めていましたので、極端に言えば、1平米でも計画の変更があると、法的手続、変更の手続が必要となっていましたので、事務の簡素化を図るために、変更手続をする基準となる面積を定めさせていただきました。

2つ目。これは福島県独自のものになると思います。東日本大震災と、ここ書いておりませんけれども、東電の原発事故がありまして、そのおかげで三春町にも仮設住宅、あと災害復興公営住宅及び除染廃棄物の仮置場がありますので、当然10年後にはなくなるものとは思いますが、現状として確実にあるものですので、2次計画の中に表記させていただいております。書き方に関しては、かなりいろいろ苦勞して、文言のほうはつくらせていただきました。

3つ目に関しましては、平成20年策定時から現在まで、個別法の手続が完了しているもの、あるいは現在協議中のもので、許認可のめどが立っているものがありますので、そういうものをもとに計画図及び開発許容台帳の更新を行っております。

こちら、資料の5ページの下のほうになります。2次計画策定の経過になっております。

町のほうで第1次計画をもとに案をつくりまして、各まちづくり協会や行政区との話し合いを繰り返しております。12月ぐらいから始まりまして、4月の前半ぐらいまで回数を重ねて協議を進めました。7つの地区で土地利用計画がまとまりまして、それをもとに町のほうで第2次三春町計画（素案）を策定しまして、庁内の意見募集、住民のパブリックコメントを実施しまして、素案として町の議会に説明、さらには県との協議を実施しまして、昨年11月に策定、公表となっております。

ここからは国土利用計画（第2次三春町計画）になります。皆さんの資料は7ページからになります。皆さんには資料のほうに8ページ、目次が入っていますが、画像は既に9ページ、目的、計画の位置づけ・役割ということになっております。ここが先ほどお示しました1次計画の図面、位置図と全く同じものです。ただ変わっているのは、この第7次三春町長期計画という部分だけが変わっております。

こちらがコミュニティ単位に基づく区分ということで、全て先ほどと同じように、まちづくり協会の単位で7つの地域に分かれてつくっております。計画期間は37年度までとなっていて、三春町の長期計画と同じですよということも、ここに記載をさせていただいております。

ここから土地利用の基本方針ということになります。詳しくは、時間の関係上、省略させていただきます。見ていただければと思います。

12ページの資料のほう、第7の計画図の管理。先ほど説明しました手続を必要とする面積の基準、3,000平米ということで設定をさせていただいておりますけれども、その記載が新たに加わっております。

資料ページ13、14のほうに行きまして、御木沢という地区の土地利用の基本方針となります。皆さん、お配りの資料、8ページの目次には、御木沢以外にも全ての7地区の文字が、書いているかと思しますので、もちろん7地区全てが基本計画として定められております。

資料の下の方に行きましてク、ケ、次のページに行きましてコに、仮設住宅エリア、災害復興公営住宅エリア、除染廃棄物仮置場のエリアということで文言記載をしておりますので、これも後ほどご覧いただければと思います。

先ほど作業して開発許容台帳をつくりましたという話をさせていただきましたが、先ほどの地区とは違った地区、御祭3区となりますが、農地法が絡みますので、農地転用という

条件はつきますが、宅地化を誘導していきましょう、他用途にしていきましょうということで、こういった許容台帳というものも、それぞれ地区ごとに作成をしております。

これは御木沢地区の地区土地利用計画図になります。ここに復興公営住宅と仮設住宅、あと、ここに除染廃棄物の仮置場のエリアを設定しています。

原則的に原形復旧になりますので、その色を残しながら、ちょっと太目の線で囲って、上に斜線を引いてあるんですが、そういったことで、下を残しながらということで、書き方をいろいろ苦労しながら、こういう形でまとめさせていただきました。

ここからが御木沢まちづくりの地区土地利用計画書になります。

基本方針は、町の国土利用計画と見比べながら、ご確認いただければと思います。

資料のほう、21ページご覧ください。御祭4区と言います地区の地域づくり方針です。全ての地区で、こういった地域づくり方針をつくっております。行政区単位でつくっております。これは1次計画策定の際も、国土交通省さんのホームページ等で紹介していただいた地区になります。

内容をご確認いただくとわかるかと思いますが、地域コミュニティを維持していく上での必要となる生活協定、約束事を定めたような内容になっています。この辺、ちょっと入っていますのは、明治26年に制定した地区の規定書に基づきとなっています。

それが、この次のページに書いておきましたけれども、規定書ということで、既に、こういった明文化されているものがある地区、口頭で引き継がれている地区がありますので、改めて地域づくり方針ということで、それぞれまとめさせてもらっています。

こういったものを確認すること、まとめることが、地域コミュニティの第一歩であり、新しく地域に加わる方々にとっては、地域を知る、あるいは地域コミュニティに参加する第一歩になるものと考えておりますので、これからも、こういったものを大事にしていきたいと考えております。

こちら、御木沢地区のまちづくり協会の土地利用計画図になります。先ほどの三春町計画書と全く同じものになりますので、資料のほうでご確認いただければと思います。

次に24、25ページになります。こちら、地域の宝エリアの位置図になります。神社、仏閣、史跡など、地域で大切に守ってきたもの。1次計画は、こういったものを図示する図面、つくっていなかったものですから、今回の2次計画の中で、地域の皆さんと一緒に作業しまして、これまで大切に守り、将来に引き継いでいきたい宝についてまとめて、24、25ページにあります、こういった図面をまとめさせていただいたところです。

資料ページ、27ページから、先ほど話をさせていただきました三春町開発行為等事前指導要綱ということで、届出の義務化をしたものです。

第1条のほう、目的を見ていただきますとわかるように、地区土地利用計画に基づくということで、地区の土地利用計画が基本となっているものです。

資料のほう29ページまで続きまして、29ページに適用される開発行為等ということで、どういったときに届出が必要ですよということが記載されておりますので、何か建築物をつくる際は全てということで、あと細かいものは皆さん、資料のほうでご確認いただければと思います。

30ページの上のほうに、実際の届出のフローが出ております。開発者というものが、協議者になります。まず協議書を2部、町のほうに提出していただきます。1部を町の中で整合性の確認とか、個別法の担当部署との協議をします。1部を町からまちづくり協会のほうに郵送します。まちづくり協会で内容を確認していただいて、意見書を町のほうにいただくようにしています。町でまとめたもの、まちづくり協会でまとめたものを1つにしまして、町から開発者のほうに協議終了の通知を出させてもらっています。そのときに、先ほどの地域づくり方針についても一緒に郵送させていただきます、こういった地域ですよということをお知らせしています。

また、地域のほうで事前説明が必要ですよという要請があったり、質問等があった場合には、その旨、開発者にお伝えをしまして、文書での回答であったり、説明会の開催など、話し合いの場をつくるなどしております。

資料30ページ下段になりますが、指導要綱の協議実績になります。この辺、震災があった後、少しずつ、少しずつ増えてまして、現在100件前後になっています。被災で三春のほうに避難している方々が建物を建てるケースがかなり増えておりまして、そういった影響もあって、若干増えているのかなと思っています。

こういった建築確認申請、今現在、三春町ですと、民間の審査機関に、ほぼ100%提出されるような状況になっています。要綱で言うような開発行為があっても、町も地域も、その情報になかなか触れることができないという状況の中で、地域の約束事をお伝えしようと思っても、まず、そういった機会は、皆無です。情報を得る、あるいは情報を発信するというので、この要綱は地域コミュニティの形成に大きく寄与しているのかなと考えております。

三春町計画についての説明は以上になりますが、最後に三春町の中心市街地のまちづく

りの資料を1枚入れさせていただきました。三春町、平成元年3月に市街地整備基本計画という町のマスタープランになるようなもの、都市マスになるようなものを策定しまして、交流・情報核、商業核、それを結ぶ軸、商業軸を、2核1軸というものを主軸にしまして、公共公益施設の集積とか実施しております。

黄色の枠になっているもの、平成22年から26年度に旧まちづくり交付金事業を活用させていただいて整備をしたもの、白いものが、その関連事業、緑色のものが既に実施していたものということになっています。

三春町では、国土交通省さんが、今進めています立地適正化計画の1つの主軸、コンパクトシティ。市街地整備基本計画に、その文字は、記載されてはおりませんが、実際に実施したもの。100点満点ではないかとは思いますが、三春町が、今できるコンパクトシティの事業実施はできているのかなということで、三春町では、立地適正化計画のほうは既に事業実施済みということで、策定のほうはさせていただいておりません。

現在、三春町ですが、震災からの復興、風評被害払拭のため、各種事業に取り組んでおります。滝桜だけではなく、町なかにも多くの桜ございますので、ぜひ三春町においていただくことをお願いし、私の説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今ほどの三春町さんのご説明に質問がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【瀬田委員】 30ページの上側の指導要綱についてのご説明ですけれども。一般に指導要綱だけだと、なかなかコントロールがしっかりできないということも多いかと思うんですけれども、三春町さんの場合は、あまりそういう心配する必要がないのか、あるいは少し特別なやり方をやっているのか、あるいは結構問題が実はあるのかというところを、お伺いしたいと思います。

【新野主幹】 100%出しているかということ、若干100まで行かないところはあります。ただ、土地の売買等とか、あと建築確認ですと概要書の確認と、問い合わせをいただいたときに、三春町独自の要綱で、こういったものが必要になりますよということで紹介をさせていただいています。あと個別法のサイドとも連携を図りまして、相談のあったときは、担当課でも一緒にお話を聞いて、届出が必要になりますよということで話をさせていただいていますので、比較的、先ほど言ったように100ではありません



けれども、限りなく100に近い数字で、申請は出しているという状況です。

【瀬田委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。では、お願いします。

【山野目委員】 ありがとうございます。県と町との関係について、すこし教えていただきたいのですが、福島県の企画調整部のほうで、このたびのお話のきっかけがあって、皆様のところがモデル市町村に選定されたということ、これは、震災前の話であると思いますけれども。福島県は、どのような経緯があって、この事業、このモデルを選定、指定するようなことを考えることになったのかということについて、何かおわかりのことがあったら教えていただきたいですし、選ばれたのは、福島県の中で三春町のみでしょうか。

それから選ばれた後、県は町に対して、この計画の策定等について、何かサポートのようなことが継続的であったであろうかというような、これらの点について、可能な範囲でお教えいただければありがたく存じます。

【新野主幹】 県のほうが、なぜこれに取り組んだのかとなると、すみません、私のほうでも詳しくは聞いておりませんので、福島県にご確認いただければと思います。

モデル都市、三春町が選ばれたのは、アンケート調査等あって、三春町が手を挙げたというのは1つあると思うんですけれども、比較的、三春町は、先ほどの中心市街地の整備計画とか、いろいろな形で福島県と連携をとっているものがかかなりありますので、そういったこともあって、福島県のほうで三春町を選んできたのかなとは思っています。

モデル市町村、三春町のみです。その後、じゃあ、この形が県内へ広がっているかという、残念ながら、三春町だけが地区土地利用計画を有しているような状況です。

先ほど200回を超える会合をやったということを書いていましたけれども、県のほうも、必ず担当の方おいでいただいて、一緒に作業していますし、三春町、許認可権、町で持っていません。全て福島県になりますので、個別法担当部署の協力がないと、開発許容台帳は当然できません。全ての協議を県さんのほうが中心になって、個別法の担当部署を集めていただいて、町も参加した会議を開いてまとめていますので、ほんとうに三春町と県と一緒に協力をして、つくり上げたものだと思っています。

【山野目委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。まだ少し聞きたいことあるかと思いますが、時間が限られていますので、今日、事務局のほうから資料1と資料2に基づいて議論を、ぜひ中心にしてやってほしいという話もありますので、まず全体についての議論として、

本日の論点の資料2の2ページ目を、もう一度あけていただきまして、この2ページ目の、表紙の裏ですね。地域の課題に対し、現行の国土利用計画に基づく土地利用計画制度においてどのように対処できるか、また現行制度において改善すべき点は何かということに関して。特にこの下に2つ書いてありますが、コンパクト化、災害リスク等の課題を踏まえた土地利用を行うためにはどうすればよいか、またそのための合意形成のあり方はどうあるべきか。それから、もう1点ですが、市町村レベルの国土利用計画において、それらの課題に適応できないか、そのために現行制度において改善すべき点はないか。それから先ほど、ずっと後半で説明していただきましたが、特に参考図として扱われている土地利用構想図を長期の方針を具体化し、合意形成を行うツールとして活用できないか。このあたりについて中心に議論していただきたいということです。

特に、その次のページの3枚目で、事務局のほうから、この委員会の上の部会に4回目。今日3回目、4回目終わった後に報告をするときの、全体のこの1年の取りまとめに向けてということ、あり方(案)を示していただいているんですが、このあたりについてもご意見をいただきたいということで、特に上のところにある国土利用管理上の課題については、1回目、2回目、大分議論して出していると思いますので、右側の対応の方向性、これも大分意見いただいたものを列挙していただいているんですが、そのこと、それから下側の後半の市町村計画のあり方というあたりについて意見をいただければと思います。

時間が限られていますので、それぞれの委員の方から、ご自分の関心、専門分野にかかわるところ等を踏まえて、それから前回あるいは今回の各自治体さんの説明等、ご紹介等を踏まえて、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。はい、お願いします。

**【土屋委員】** 土屋です。私、一応、森林のほうが専門ということで出てきているので、若干それに関連した話をしたいと思うんですが。たまたま今日の午前中に、林業経済研究所という小さな研究所の会議がありまして、会議の後に同僚と話したことですけれども、ヨーロッパのドイツ語圏、もしくはイギリスもそうなんですけれども、コミュニティ、もしくはドイツ語圏だったらゲマインデの力が強くて、基礎自治体のレベルで、公式の土地利用計画の策定が行われています。皆さん、ご存じのとおりだと思います。

そこで、ドイツ語圏では、そういうところにフォレスター——フェルスターとドイツ語だと言うと思うんですけれども——が参画していて、彼らが、その地域の森林計画、もしくは林業振興計画をつくっているのですが、その彼らが、単に森林だけではなくて、例え

ば河川の保全とか、他の土地利用についても意見を言うようなことができるということを、そのとき、ドイツ語圏が専門の同僚が言っていたんですね。

そういうことができるのはどうしてかということ、地域で専門家を含めた関係者が参加して全ての土地利用のことを議論しながら土地利用計画をつくっているの、それに基づいて、それぞれの専門家も、ほかの領域についてまで口出しができるというところがあるようです。

今日の2つの事例でも、そう思ったんですけれども、やはり実力のある市町村ですと、そういうことが現実に行われているんだと思うんですね。三春町さんもそうですし、飯田市さん、実はずっとお世話になっているところなんですけれども、飯田市さんなんかも公民館の伝統があって、そこで地域の中で非常に密な議論がされていて、それに基づいて、こういうことができるということだと思っただけなんです。

問題は、そういうのがなかなかできないところで、どうやってそれを促していくかということなんですが、例えば森林関係では、市町村森林整備計画というのがあります。これについては、2011年の法改正で、マスタープラン化するというのをやったんですね。つまり、木材生産以外のさまざまな利用も考えながら長期的に考えていこうということを標榜したんですが、実は、やはり森林の中だけでやろうとすると、なかなか市町村レベルではマスタープランがつかなくて、現実には、多くのところが、県から、ひな形が示されて、どこも同じような整備計画がつけられているというのが現状です。

そういうのを打破する1つのきっかけとしては、市町村単位ぐらいのところで、つまり、全ての土地がわかっている、もしくはコミュニティがわかっているようなところで、例えば農地の利用と森林の利用、それから市街地の利用と森林の利用、そういったことを一体として議論して、一定のマスタープラン的なものをつくっておいて、その中の森林に関係した部分を、森林整備計画として切り出して森林地域の計画としていくことができると非常に良いのではないかと。おそらく限られた職員の方々でも、少し内実のある計画づくりができると思うんですね。

そうすると、その前提となるような、今回出ている国土利用計画に基づく、土地利用構想のようなものができると、それが非常に、そのための基礎になるんじゃないかという気がいたしております。

たまたま今日、午前中聞いたことから、ちょっと発言させていただきました。

**【中出委員長】** どうもありがとうございました。これについて事務局から特によろし

いですか。よければ次の方の意見、お願いしたいと思います。はい、お願いします。

【広田委員】 2点ございます。1つが、この3ページの概要の図で言いますと、上の右側の対応の方向性のところに、地域別計画の推進のような、何かそういうものがあつたほうがいいんじゃないかなと思ったわけです。今日の2つの事例がまさに、その地域別計画の非常に興味深い例を紹介していただいて、ますます、そう強く思ったんですけれども。

やはり計画というのは、つくって実行していくのが重要だと思うので、そのときの主体を考えると、もちろん市町村全域では自治体という、そういう確固たる組織があるんですけども、この地域のほうでも、最近、地域運営組織というような形で、かなり主体的に、これまでの共助を超えたような新しい地域おこしの活動とか、あるいは今日紹介された土地利用計画とか、担えるような主体形成も、ぼつぼつ見え始めているので、そういう意味でも、この地域別計画の推進のようなものが、もうちょっと明示的にあつたほうがいいかなと思います。

この左側の一番初めに、市町村の広域化、市町村内の課題の多様化というのもありますから、それに対応した対応の方向性があつていいかなと思っています。

それから2つ目が、それに関連して、計画策定の支援体制の構築みたいのが必要かなと思っています。やっぱり一部の優良市町村だけじゃなくて、もうちょっと横展開を、せっかくこういうツールがあるのであれば、したいところなんですけれども、なかなか地方の市町村だと、そもそも、こういう国土利用計画なるものに対する知識とかノウハウとか、やっぱり持っていないところが多いですから、それを計画策定の支援をできるような何らかの仕組みがないと、なかなか広がっていかないんじゃないかなという気がしています。

以上、2点でした。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。そうですね。いずれも非常に大事な論点で、2点目のところについては、今から20年前とか30年前と比べると、容易にデータは手に入るんだけど、データをどう操作すると計画につながるかというプランニングの部分については、やはり、ほんとうに力のある自治体以外は、なかなかプランニングはできないという意味では、ご指摘ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【中村委員】 多分、土屋さんと広田さんの応援的な発言になっちゃうのかもしれないんですけども。僕もお二人が思っているようなことを考えていて、1つは、自治体にさまざまな計画を立てるということが、あるときに、義務までは言わないんですけども、

ありますよね。例えば市町村森林整備計画とか、あとは各自治体に生物多様性の地域戦略をつくれとか、環境基本計画をつくれとか。結局縦割りで、国のほうからおりてくるものが多く、異なる予算がモデル地域についてきて、それぞれ自治体がやる。しかし、一つ一つに対して自治体に対応するというのは、極めて難しいですし、あるときには、もう、うちは、例えば環境基本計画つくっているから多様性の地域戦略は要らないんじゃないかとか、そう思っても、無理もないと思うので、できれば、土屋さんおっしゃったようなマスタープラン的なものが、やっぱり横串を刺せるような議論を地図上に描けないと、いい方向に行かないんだろうなという感じがします。

今回、お二人の自治体のお話を聞いて、ボトムアップでこれだけできるならば、やっぱり今の現行制度の中でも、体力のあるというか、実力のあるというか、そういう自治体ならば、ある程度やっていけるんだなということが、わかりました。

ただ、後で、もしチャンスがあったらお聞きしたいのは、この人口減少社会で、先ほど農地を転用して住宅地に変えるという戦略があったと思うんですが、それ以外にも、例えば災害の問題であるとか、放棄の問題であるとか、そういった今現在直面している問題が、今回やられたボトムアップ式の、市や町を区切って、そのコミュニティの中で決めていくという仕方で、ほんとうに全てうまく解決できるのかどうか、僕はよく見えませんでした。

その中で、広田さんが言うとおりに、各自治体が全ての専門分野を兼ね備えたエキスパートを持つとは、まずあり得ないと思います。例えば、森林の専門家なんかを持っていない自治体はたくさんあると思いますし、災害の問題についても同様です。自治体の首長さんと話していると、この前の東北の災害みたいに、いつ、どうやって、いわゆる避難命令を出すかということ1つとっても、非常に専門性が高くて、それを支援してくれないと、とてもそんなことはできないということをおっしゃっていた。そのため、何らかの形で総合マスタープランをつくったりするときに高い専門性を確保するためにも、自治体の中で閉じた議論じゃなくて、もうちょっと広域で支援できるような、そんな仕組みが必要だと思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

先ほど広田先生からもお話があったように、今、中村先生からもお話ありましたけれども、多分、広域の支援体制というのは、国もそうですし、それから次回以降、また少し話

が出ると思いますが、都道府県がどういう役割を果たせるのかと。それは支援体制とか、調整とか、そういう話が、また出てくるとと思いますので、次回以降も、その論点は大事にしたいと思います。どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

【浅見委員】 ちょっと質問的な。

【中出委員長】 はい、どうぞ。

【浅見委員】 おそらく事務局の方が、このコンパクト+ネットワークの実現とか、災害リスクを踏まえた安全な国土利用というのを書かれた裏には、つまり、現在居住している地域の中に、場合によっては災害リスクが高くて、本来だったら撤退したほうがよさそうな地域が含まれていることがあった場合に、どうするのかということの問題提起されているんだと思うんですけども。先ほど2つの自治体からお話いただいたんですけども、どちらも比較的ボトムアップ的で。今の中村先生と同じなんですけど、ボトムアップ的で、なかなか実際にある地域を縮小していくような議論が起きにくいんじゃないか。積極的な現状維持という、先ほどキーワードが出たんですけど、それは確かにやりやすいんですけども、それ以上のことをやろうとすると、逆に非常に難しくなるのではないかと思うんですが。

特に長期的に、例えば人口なんかを考えると、非常に高齢化してしまって、なかなかコミュニティとして維持できそうにないとか、そういうのが実はありそうに思うんですね。仮に、そういうシミュレーション示せずに住民に持っていった場合に、やっぱり積極的な現状維持に非常に傾いてしまうのではないかということで、そのあたりもボトムアップをするときに、何かそれを回避する……。回避というか、それを適切に調整するような何かうまい仕組みを入れているのか、あるいは、それは今後の課題なのか。そのあたり、実はお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

【中出委員長】 三春町さん、もしよろしければ。

【新野主幹】 説明が下手で、なかなか伝わらなくて申しわけございません。積極的な現状維持という部分なんですけれども、基本的に土地利用、現状維持なんですけど、やっぱり三春町の中にも空き家とか空き地、あと遊休農地がございます。こういったところは現状地目で面積を拾っていきますので、実際に使われているかというのと、使えていない状況なので、その潜在能力といいますか、それをまず引き出そうというところがあるの積極的な現状維持という言い方させてもらっています。

さらに開発許容台帳のようなものをつくっていますので、Iターン、Uターン、どうしても少子高齢化対策がしたいということで、地域の皆さん、宅地化したい場所で一番は、あまり言っていないところはわからないですけども、農地開発したところ、道路もある、面も整備できている、一番宅地しやすい。なんです、農振農用地ということで、宅地にできないということで、この計画をつくる中で何とかできないかということで、現実的に個別法だったりとか、個別法の土地利用計画になかなか踏み込めないよということで、お叱りを受けながら、怒られ、怒られ、各説明会、頭を下げてきたような状態にあるんですが。個別法とか個別計画とどう連携をとっていけるかという部分で解決できる部分もあるかとは思いますが、どうしても、そこがなかなかクリアできない部分だと思いますので、個別法の皆さん方が一緒になってまとめていただければクリアできる問題もあるのかなと思って、作業のほうをやっていました。答えになっているか、わかりませんが。

【中出委員長】 もし飯田市さんよろしければ、飯田市さんのプレゼンの13枚目のところに、全体の方針と地域別の方針とか。多分、ボトムアップとトップダウンを、やはり、すり合わせなきゃうまくいかないと思うので、そのあたりで何かご発言いただいて、ヒントをいただけるとありがたいんですが。

【松平技査】 当市の場合でも、やはり、できるだけ地域の皆さんのご意見をお伺いするというスタンスはとってはいるんですけども、これ、あれだと思いませんか。今、全て法的に、教科書どおり当てはめて、法規制的なものを全て入れていけば、うまくいくのかどうかは別としても、ただ、それをやっというところするとき、どうしても住民合意形成が必要になってくる場所がありまして、それを地域の皆さんと課題を共有しながら進めていくというスタンスをとっているものでして。

例えば災害危険区域なんかの指定みたいな話、まだ当市では具体的な事例はないんですが、そういった部分も積極的に議論する可能性は当然出てくるとは思っていますし、当市の場合は、地域の皆さんとお話するとき、条例上の制度、プラス法的なメニューというのもお示し、それは主に都市計画だったり景観だったりというところを併せて進めています。今お話を聞いていると、うちも災害などそういうところをやっというところをいけません。特にまた誘導という部分も弱い。(全市的な視点で)法的な制限を入れていくというところをいけば、やり方があるのかなというのは、ちょっと考えているところがございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。よろしいですか。

それでは、どなたか、いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

**【飯島委員】** 3点申し上げたいと存じます。

1点目は、ボトムアップ型に関しまして、本日も報告いただきました2つの自治体は、人口規模が10万人と1万7千人ですが、あるいは地縁の強さであるとか、住民の可変性、異動の頻度であるとか、さまざまな状況がある中で、ボトムアップ型を、どのくらいの一般性を持って、打ち出すことができるのだろうかというところが気になりました。

計画の策定だけではなく、非常に多くの変更もなってきたと伺いましたので、変更の可能性を、当然に内在している計画について、どのような仕組みが一般的に通用しうるのかを考えてみたいと思います。

2点目は支援体制の必要性、広域的な支援に関連しまして、事務局からお示しいただいている市町村単位、そして都道府県単位という自治体の区域の単位という考え方に加えて、最近では圏域単位が重要性を帯びていると思います。飯田市も定住自立圏構想に関わっていると思います。この資料の中でも示されている連携中枢都市圏や定住自立圏といった圏域単位のことを、個別の市町村単位、都道府県単位というところと、支援という点も含めて、いかに接合していけるのが、問題になるかとも思いました。

3点目は、資料の2ページ目に総合調整の道具として、土地利用構想図が使えるかどうかと書かれておりますけれども、本日も話しいただいた中では、条例あるいは要綱を使っているという事例がございました。そこで、条例をつくる場合に、法令の規制が何らかの妨げになっている部分があるのかどうかを伺いたしたいと思います。

また、要綱も、三春町は積極的に活用されていますが、昭和40年代後半以降の宅地開発指導要綱を駆使した開発の時代に対して、行政手続法・行政手続条例の制定や地方分権改革の進展などに伴って、要綱行政にはいわば歯どめがかかっている、条例化を進めるべきだという議論もある中で、もう一度、要綱に光を当てるといったことなのか。それはもちろん意味があると思うんですけれども、これまでの歴史を踏まえて、何を考えなければいけないのかということをも、もし時間が許しましたら少しお教えいただけたらと存じます。

以上でございます。

**【中出委員長】** ありがとうございます。達成の手段として法律、条例、要綱というところについては今回少し、やはり今、市町村計画が今の制度の真ん中でできるかというところで、ツールとしてどれがいいのかという話だと思うので、次回に回させていただければと思います。すみません。



ただ、今言われた支援体制の圏域単位という話は多分、都市計画は確実に圏域になっていますし、農政が一番圏域じゃない可能性もあるかもしれないですけども、それでも、あれですよ。水のことを考えれば絶対圏域になっていると思いますし、それから環境面なんかだと、もう確実に圏域で、これ、実は今日の資料でも、富士市と富士宮市と、それぞれの計画出してくれているんですが、これ、ネガポジの関係で、隣接して富士山は両方が持っているわけで、それぞれの自治体が、いい計画だけど別々につくっているから、そこに接続面は整合性がないということが起きていたりするので、そういう意味では、圏域であったり、隣接自治体との関係とかというところは、また次に、県との役割も含めて議論させていただければと思います。どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。とりあえず、15分までに全員の方に一度は話していただかないと、私の義務が果たせませんで、すみません。お願いします。

【大原委員】 大原です。三春町さんのご説明の中で、このまちづくり地区土地利用計画書の中に、御祭4区というんですかね、この4区の地域づくり方針というのがあって、こういう方針を、新たにこの地区に住む人も見てもらうことによって、地区をよく知ってもらうきっかけになるみたいな説明がちらっとあったかと思うんですけども、どういう機会に、こういうものが目に入るのかなというのを確認させていただきたいと思いました。

これの計画書については今、ホームページで公表していたりとか、ここに居住している人以外も見れる状況にあるということなんでしょうか。こういうのが公表されていると、地域のコミュニティの共助力の向上にもつながっていくので、こういった災害に強い地域づくりに非常に寄与するものじゃないかと思ってまして、この公表状況を教えていただけたらと思いました。

【中出委員長】 お願いします。

【新野主幹】 まずホームページのほうですけども、三春町のホームページで国土利用計画、2次計画ということで、ご覧いただけます。ちょっと拾い出すのが難しいかもしれない。組織の建設課のほうから拾っていただければ、間違いなく一発で行けるかと思えます。

あと開発指導要綱のほうの要綱と申請の用紙、様式関係も、ホームページで拾えるようになっていますので、お問い合わせの場合には、それをご覧くださいということで説明をさせてもらっています。

あと地域づくり方針ですけども、先ほどの開発行為を申請していただいて、協議終わ

りましたという通知のときに、一緒にコピーをつけまして、申請人のほうにお渡しをしておりますので、確実に本人に、そのものが届きます。どこまで読んでいただけるかというものは我々が確認はできませんけれども、間違いなく手元には届くように心がけております。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

【大原委員】 はい。

【中出委員長】 多分、今ほどの地域別のとかというのに関しては、三春とか飯田が空間化したものをちゃんと地域別にしているというところと、それから今後、人口減少下でそれをつくっているというところで。今まで空間化した事例としては、兵庫県、神戸市の条例が、緑条例がそれになっていると思うんですけども。それから空間化しない事例では、地域別のそういう約束事を地域でつくるとするのは、昔から言われているのは広島県の高宮町、今は安芸高田市ですかね、になっているところとか、鳥取県の智頭町とか、過疎で疲弊しかけているようなところで、地域でどうやっていくかというのはわりと多かったんですけども。そういうのって、地域の方針が書いてあるけれども、やっぱり空間図が少し弱かったのが、その辺が、この今日示していただいた2事例のすぐれているところなのかなと思います。

先ほど浅見先生からも話がありましたけれども、ほんとうに人口減少していくときに、どう対応するのかというところとかは、今後またご苦労いただかなきゃいけないのかなと思います。

すみません、どうぞ、一ノ瀬先生。

【一ノ瀬委員】 今日は2つの自治体の事例、聞かせていただいて、私も先ほど浅見先生からご意見あったみたいに、なかなか、やっぱり住民の方に直面する地方自治体は厳しい面があるなと思いました。2つの自治体とも非常にすばらしいボトムアップ方式をされているんですけども、やはり、当然ですが、ボトムアップだけではできない面があつて。

そういう意味では、私は先ほど県の役割という、次の議論でというお話もあつたんですが、やはり、さらに国の役割の大きさもあるんだというのが実感したところで、本来、今日の資料の論点だったり、その前提条件、これまで議論してきたところで、人口減少、それから、これからの温暖化も多分、踏まえてくれた温暖化だったりとか、あと巨大災害、地震ですかね。だったりとか、あと、この中には直接的には挙がってこないんですが、さっきもちょっとだけ議論があつた自然環境、例えば生物多様性とか。これ、ある程

度、かなり大きなスケールで議論をしないといけないところがあって。

ただ、今の時点でも国のレベルで、例えば、ある程度、人口減少ももちろんですし、ハザードマップだったりとかの整備もしているわけなんですけど、そういうものを、要は基礎自治体で使えるようなダウンスケールを、やはり国がかなり責任持ってやるべきなんじゃないかなということを感じたんですね。

例えば人口減少についても、メッシュ単位で予測を。一応、制度はある程度保留ということに伺っていますけれども。これまで一連のこの国土形成計画をつくったりする中でつくられているんですけども。多分、もしメッシュで見ると、地域の議論も随分変わる気がするんですよ。ただ、それを、でも自治体の方が、いや、うちでつくったとって、なかなか持っていけるものでもないんですが、国が、こういうものを、もうつくって出していますというふうに行って。あるいは、防災なんかもそうだと思うんですね。

なので、やはり国のレベルで、国がこうしろというのではないんですが、かなり責任を持って、もう少しダウンスケールしたものを提供する必要があるなど。これ、地球温暖化のリスクも、まさにそうだと思うんですね。国レベルのものというのは当然、国のいろいろな関係機関がやっているんですけど。ダウンスケールというのは研究者レベルでやったりとか、研究所がやったり、地方の研究機関でやったりもしているんですけど、そういうのもある程度、やはり同じような基準で、国のレベルでやらないと、自治体、基礎自治体で使えるものにならないなというのは、今日お話を聞いていて思ったところです。

なので、逆に多分、自治体の職員の皆さんは、ものすごい危機感を持って取り組まれるんだと思うんですけど、もう一方で希望的なものが、意見が上がってくるわけですよ。そのときに、どうやってそこで調整するのかと。もっと厳しい状況を考えると、やはり、こういうものがあるのかというのがしっかり出せる。それが全国で統一基準でというのが大事なんじゃないかなと思った次第です。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。人口だけに関して言うと、今はやりの立地適正化計画をつくる時に、社人研で平成52年までメッシュで全部推計できるようになっているので、社人研がつくったものですって、各自治体は人がいなくなりそうところをあぶり出すというようなことを、要するに自分の責任じゃなく、各自治体、今やっていますので、そこはできるようになっていると思いますが。でも、確かに、あなたの集落はいついつにはなくなりますとはなかなか言えないので、やっぱりメッシュ単位ぐ

らいでしか出していないんだと思う。

その意味で、国から自治体に、どうダウンスケールして提供するかというところについては、1つは支援体制の1つでもありますし、それから支援体制というのがデータの提供とノウハウの提供に2つに規定するとするなら、その両方をもう少しいろいろ考えていかなきゃならないのかもしれないですね。ありがとうございました。

あと、お二方。どうぞ。

【瀬田委員】 大体ほかの先生方に言われてしまったので、ちょっと違う方向から考えたいと思うんですが。私は個人的には、この国土利用計画は、ほんとう、この国、都道府県、市町村が非常に体系できれいになっているというところが、レーゾンデートルと言っても過言ではないかなと思っています。そう考えると、今日の事例は非常にボトムアップ型、しかも市町村とその下との関係というか、そこを非常に大事にするという意味で、取り組みとしては非常に重要だと思うんですけども、国土利用計画でなくても実はできてしまうところもあるのかなと感じています。

そういう意味では、ほかの先生方おっしゃっていただいているように、トップダウンというか、自分のイメージだと、ブレイクダウンしないと問題が解決できないタイプの課題というのは、やはり体系的に、国からおろすか、あるいは県からおろすか。全体を考えて、その中で市町村全体で、例えば開発の量とかを考えたり、位置とかを考えたり、あるいは拠点をしっかり示していくということが非常に大事なのかなと考えています。

例えば具体的な課題としては、先ほど一ノ瀬先生からもありましたが、低炭素、温室効果ガスの問題って、やっぱり、最終的には地球全体で考えなきゃいけない、基本的にはブレイクダウンして考えなければいけないと。その中で土地利用についても、やはり、ある一定の役割を市町村なり、あるいは場合によっては地区なりが役割を果たしていくといった場合に、全体から考えていくという発想が非常に必要で、その際ブレイクダウンしていくという発想が、ある程度計画の中に入っていないといけないかなと思っています。

それから、今日、多少話題にもなりましたが、開発コントロールという、この土地利用にもともと関連する話題というのも、これから人口減少に従って、それが格差を助長するような形に多分なるのではないかなと思うんですね。それに対して、あまりにも極端に差がついてしまったときに、それをつくる場合に、それを少し緩和するといったことも多分、非常に大事なのではないかと。それをどこが考えるかという、やはり少し上からとっては何ですが、ブレイクダウンした形でしていかなければいけない、計画していかなければ

ばいけないと考えています。

さらには、荒廃農地とか森林の問題も、もちろん、このボトムアップでしっかり大事にして里山を管理するといった取り組みは非常に大事なんですが、やっぱり、それでも人がどんどん減っていくと、どうしても誰からも見放されてしまう土地というのはどんどん出てくるのではないかと思うんです。それを最後、誰が、どういう形で管理するかといったときに、最後、少し全体的な視点から考えていくような計画が多分必要なのかなと考えています。

結論としては今日、県とか、あるいは国の役割として、広域からの支援というお話があって、それも私は非常に大事だと思いますが、自分は少し踏み込んで、広域の計画、しかも空間的な計画自体も、緩やかであっても、ある程度空間的に示すことが大事で、それを踏まえた市町村なり、あるいは地区の計画があるということが、これからの時代、結構大事なのかなと思っています。

以上です。

**【中出委員長】** どうもありがとうございました。そうですね。今後、都道府県の役割も示していくところで、国土利用計画上の都道府県計画は、数字は出ているけれども、絵が出ている都道府県はほとんどないと思うので、その辺のところ、あるいは、もうちょっとブレークダウンして、県の中の圏域別でもいいので。そういうものがなかなか示されていないくて、県の国土利用計画は、もう利用区分ごとの方針と面積が書かれているだけなので、その辺は今後、次回以降、またその議論、俎上にのせさせていただければと思います。

山野目先生、ぜひお願いします。

**【山野目委員】** 3点申し上げます。委員の先生方のご議論、興味深く伺いました。

1点目は、最初に土屋委員がおっしゃった、森林のこのみ見ているのではなくてマスタープラン的に全体を見なければいけないというお話を大変興味深く伺いました。資料2で言いますと、3ページの下半分の右側のところに白い丸で示されている自治体の総合計画等との一体的検討、連携（事業－予算・アクション）というものが、これに関連すると考えます。この点も含めて、この3ページでお示しいただいている事務局のまとめの方向の示唆については、特に不自然な点は感じませんでした。

2点目ですけれども、私も浅見委員と同じで、三春町のご説明いただいたときに、積極的な現状維持という言葉に「うん？」と思って関心を抱きましたが。でも、お話を聞いていると、浅見委員がお持ちになった問題意識と積極的な現状維持は、意味が多分異なってい

たものであろうと感じます。どちらかというとな積極的というほうはよいですけど、現状維持という言葉は、組み合わせるとよいほうはよいものではないでしょうか。

それから3点目ですけれども、資料2の2ページ目でお示しいただいている、この土地利用構想図を長期の方針を具体化し、合意形成を行うツールとして活用することができないかというご方針はなるほどと感じましたから、このような方向でご検討いただくことはよろしいと考えます。

三春町のお話を伺っていると、一筆ごとのコントロールをしたときと面的なコントロールをしたときとで、それぞれ計画の変更等との関係で、お悩みとか工夫があったように承ります。ここでのご提案について、そのような課題の指摘などを踏まえ、今後どういう工夫をしていくかを並行して検討していく必要があるということも感じました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。総括していただいた。

あと浅見委員、先ほど質問だけだったので、全体、いろいろな方を聞いて、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょう。

【浅見委員】 特にこの災害リスクを踏まえたというところなんですけれども、実は災害危険区域を指定するのは非常に市町村、やりにくいんですね。ある種の責任が生じたりとかいうことで、なかなかできないんですけれども、これは先ほど一ノ瀬委員がおっしゃったように、やっぱり国全体として、ある種のアルゴリズムに基づいて、リスクがある地域がどこかということを示すことは、やっていかないといけないのかなと思います。そういった意味では、こちらはかなり重要なかなと思います。

一方で、このコンパクト+ネットワークというのは、これは施策が絡むので、国が一律に定めることができるものと、ちょっと違うと思うんですね。確かに人口予測はできるんですけれども、ある施策を打つと、人口の動態が変わる可能性があるわけで。ですので、そのあたりの関係をどう示すか。これは、もしかすると国だけでは示せなくて、若干ある種のやりとりみたいなことが必要かもしれませんし、あるいは、ある情報提供してもらった上で、自治体が考える体制が必要かなということ、やっぱり地域施策に関係する部分と、それから自然環境が事実としてある状態は、ちょっと情報の扱いが違うかなという感じがいたしました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございました。一通り。

もしかしたら、先ほど大原委員も意見を言っていたら、ご意見いただければ

ばと思いますが、いかがですか。

【大原委員】 私も既に何回か皆さんから出た意見とも重複する部分があるんですけども。やはり災害リスクについては、私は専門としていますが、地区レベルでやっている、例えば境界部分で齟齬が出たりとか、不整合になっていたりする場合も生じてくると思うんですね。ですから、地区レベルでやっていったのを全部一緒にしたらオーケーということではない問題が生じ得る場合があると思っていますので、そういうところは注意する必要があるのではないかなと思っています。

以上です。

【中出委員長】 すみません、ありがとうございました。

一通り一度ずつはご意見いただいたんですが、今までの皆さんの意見を踏まえて、もう少しこれをということがございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【広田委員】 災害危険区域の話なんですけれども、私、飯田市さんの地域別計画のつくり方の中で、課題の共有というプロセス、あれが非常に重要だと思っていて、一ノ瀬さんからもあったように、災害危険のリスクについての情報を、その課題の共有の場で、まさに使えるなど。そこで、確かにこれは、新しく家建てるとか、多くの人が集まるようなところ、ものをここに建てるのは危険だという、そこで地域で共有できるんじゃないかと。

ということで、トップダウンなりブレイクダウンとボトムアップの調整できるのが、この課題の共有というプロセスじゃないかなと感じて、そこで災害の問題が一番、多分、皆さんも関心があるでしょうから、ある意味、協議しやすいと思うんですけども、生物多様性であるとか、その他の課題も、そういったプロセスの中に組み込んでしまうと、何かある程度調整がしやすいかなと感じました。

【中出委員長】 ありがとうございます。

残りが、もうわずかなので。私、自分の意見は、皆さんのコメントの中で少しずつつけさせていただいたので、一言だけ。

実際に私、新潟県の魚沼市というところで、福島との県境のところなんですけど、そこで今まさに国土利用計画の策定のお手伝いをしているんですけど。実は、かなりの部分が自然公園地域で、なおかつ普通地域を持たない、全部特別地域というところで、なおかつ、当然のように、ほぼ全部が森林地域に重なっている。ということは、つまり景観と自然保護

と、それから生物多様性と、なおかつ森林の施業と全部かかわっているというところで、今まだ2度しかやっていないので、これからどうするんだという話をするんですが、当然人口も激減していますし、それから6町村で合併してつくっていたりして、それも大変なのと、もう1個は、すぐ隣が福島県で、なおかつ分離した国立公園の尾瀬の国立公園なので、福島と群馬と新潟で一緒にやっていかなきゃならないとかいうことがありまして。

今日、委員の皆さんからいろいろな意見をいただいて、ぼんやりと、ああ、全部当てはまっているなと思っていたところで、なおかつ、支援体制というか、当然、自治体に、それほどの能力があるわけではなく、コンサルタントも入っているんですが、コンサルタント、都市計画やったことあっても国土利用計画なんかつくったことないですよ。実際、ほとんど大半のコンサルは。ですから、私がほとんど手とり足とり教えているみたいなところだとすると、支援体制って、やっぱり確実に必要だなという思いもありまして。

そういう意味では、国土利用計画がちゃんと空間を束ねるものになると、多分、非常に役に立つと私は思っているので、お手伝いをしているんですが、このあたりの議論をまた、そのボトムアップとかトップダウンとかいうことだけではなく、いろいろなところで、今日の議論も含めて、私も少し考えさせていただき、また情報提供させていただければと思った次第です。

ほんとうはシナリオで10分までにと書いてあるんですが、皆さんから貴重な意見をいただきまして、実際には、やはり事務局から1時間説明してもらおうと、あと皆さん、しゃべりたいことがしゃべり切れないので、もうちょっと全体のコントロールを。2時間やるなら、もうちょっと時間を、皆さんのしゃべりたい人がしゃべれるようにするのと、それから皆さんに目をつぶって2時間半にしてもらおうか、どっちかしないと、次回以降、だんだん議論が個別で、なおかつ個別でありながら精緻化していくとともに体系化していくとなると、ちょっと大変かもしれないので、そこらあたり、次回お願いしたいと思います。

では、私がまとめることもないと思いますが、事務局へお返ししますので、お願いできますか。

**【国土管理企画室長】** 本日は熱心なご議論、ありがとうございました。最後に中出委員長のほうからもいただきましたが、できるだけ議論の時間をとれるようにとといったところを、しっかり心がけていきたいと思えます。

また次回に向けまして、災害の関係、環境の関係など、少し材料集め、あるいは今、全国の市町村に実態、アンケートの形で、いろいろな材料集めなどをさらに進めております



ので、もう少し今日の議論に沿ったような話題なども盛り込むことができればと思いますので、次回以降も引き続き議論をお願いできればと思います。

あと、国土利用計画ですけれども、いきなり規制そのものというよりは、もう少しふわっとした将来像的なものを描くツールとしてもできるのではないかと。私の説明、不足しておりましたが、そんなところも頭に置きながら引き続きのご議論をお願いできればと思っています。今日はどうもありがとうございました。

**【課長補佐】** それでは、連絡事項としまして、次回の国土管理専門委員会につきましては、日程調整のご連絡を、この委員会を終わった後にさせていただきますので、また調整させていただきます。

また、本日お配りいたしました資料につきましては、席に置いていただければ、後ほど事務局からお送りいたします。

では、こちらからは以上となります。今日はどうもありがとうございました。

**【中出委員長】** どうもありがとうございました。

— 了 —